

異議申出規程

公益財団法人くまもと産業支援財団

プライバシーマーク審査センター

制 定：2023年10月30日 第5版

目次

1.	目的.....	3
2.	適用範囲.....	3
3.	受付.....	3
3.1	事務.....	3
3.2	申請の方法.....	3
3.3	受理.....	3
3.4	異議申出書の記載内容.....	3
3.5	調査.....	3
4.	処理.....	4
4.1	処理の時期.....	4
4.2	異議申出に対する決定と回答.....	4
4.3	終結.....	4
4.4	記録の保管.....	4
5.	機密保持.....	4
6.	改訂.....	4

改訂履歴

1. 目的

審査機関における審査業務の遂行において、公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査センターが決定した事項についての異議の申出に関し、公正、かつ、迅速に対処することを目的とし、「プライバシーマーク制度基本綱領」(PMK100) (以下「基本綱領」という。) 第14条の規定に基づきその手続きを本規程に定める。

2. 適用範囲

本規程で対象とする異議申出は、基本綱領第14条の規定によって申出のあった異議に関するものであって、異議申出の対象となる事項に関する決定の通知の日から1ヶ月以内に「異議申出書」を提出したものに適用する。

3. 受付

3.1 事務

異議申出に関する事務は、プライバシーマーク審査センター (以下「センター」という。) が行う。

3.2 申請の方法

異議を申し出る者は、「異議申出書」によってセンターに申し出なければならない。「異議申出書」の様式は特に定めない。

3.3 受理

- (1) 申出の受理は、「異議申出書」の到着日が、異議申出の対象となった措置の決定を通知した日から1ヶ月以内である場合であって、かつ、記載内容に不備がない場合について行うものとする。
- (2) 受理した場合には、「異議申出受理通知書」をもって通知する。

3.4 異議申出書の記載内容

「異議申出書」には、次の事項を記載するものとし、申し出る者の正式な書類であること。

- ① 題名「プライバシーマーク制度に係る異議申出書」
- ② 申出年月日
- ③ 登録番号 (付与事業者の場合)
- ④ 事業者名 (付与適格性審査申請に当たって届け出ている正式な名称)
- ⑤ 代表者名 (代表者印を捺印のこと)
- ⑥ 担当連絡先 (担当者氏名、住所、電話番号等)
- ⑦ 異議申出の内容と理由

3.5 調査

センターは、異議申出の内容を調査するため、申出者に追加資料等の提出を求めることができる。ただし、申出者に過度な負担を強いることのないよう配慮する。

4. 処理

4.1 処理の時期

センターは、受理した異議申出について、異議申出を受けた日から1ヶ月以内に「プライバシーマーク審査会」（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

4.2 異議申出に対する決定と回答

- ① センターは、審査会からの答申を受けたときは、その答申を参酌して速やかに異議申出に関する措置を決定する。
- ② 異議申出に対して決定した措置は、答申を受けた日から1ヶ月以内に「異議申出対応通知書」（様式2）をもって申出者に回答する。ただし、審査会における審議の継続等が必要な場合であって1ヶ月以内に正式な回答が出来ない場合には、その旨を通知する。
- ③ センターは、決定した申出への措置を、必要に応じて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会に報告する。

4.3 終結

異議申出に対する「異議申出対応通知書」の送付をもって、当該異議申出については終結したものとす。

4.4 記録の保管

センターは、以下の記録を保管する。

- ① 異議申出書
- ② 異議申出受理通知書
- ③ 異議申出対応通知書
- ④ その他、関連する記録

5. 機密保持

この業務で知り得た内容は、他の目的に使用されないように、機密保持を行う。

6. 改訂

本規程の改訂は、「文書管理規程」に従うものとする。